

令和4年2月2日

各事業所・施設管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における  
感染防止対策支援事業補助金の申請期限について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業」として、令和3年度介護報酬改定において、令和3年9月まで基本報酬の0.1%上乗せ特例の対象とされていた介護サービス事業所・施設に対し、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した、感染防止対策に要する衛生用品及び備品の購入費用について支援しております。

つきましては、本補助金の申請期限は令和4年2月28日(月)【必着】となっておりますので、申請をご予定している事業所・施設におきましては、お早めに申請手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細については、下記大阪府ホームページをご確認ください。

記

1. 申請期間

令和4年1月4日(火曜日)から令和4年2月28日(月曜日)まで【必着】

2. 対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した、衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)及び備品(パーテーション、パルスオキシメーターのみ)

3. 補助上限額

サービス種別ごとに補助上限額が異なります。詳細は下記ホームページをご覧ください。

4. 申請方法

- (1) 通常の介護報酬請求を大阪府国民健康保険団体連合会へ電子請求にて行っている事業所・施設は、国保連合会の電子請求受付システムより(国保連合会に登録されている口座が債権譲渡されている場合を除く)電子申請をお願いいたします。
- (2) 通常の介護報酬請求を紙・CD等で行っている事業所・施設は、大阪府へ紙申請をお願いいたします。また、通常の介護報酬請求を代理申請・介護ソフト等で行っている事業所等で、電子請求受付システムのID・PWがわからない場合も、大阪府へ紙申請をお願いいたします。

なお、申請先は、大阪府内に所在する事業所・施設におきましては、全て国保連合会又は大阪府への申請となります。(各市町村での受付は行っておりません。)

## 5. 備考

医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）が、医療の補助金（令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援補助金）を受給された場合は、当補助金の申請はできませんのでご注意ください。

## 6. 大阪府ホームページ

「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kansenshoshi-kaigo/index.html>

### 【お問い合わせ先】

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課

感染防止対策支援事業補助金担当

電話番号：06-4397-3584